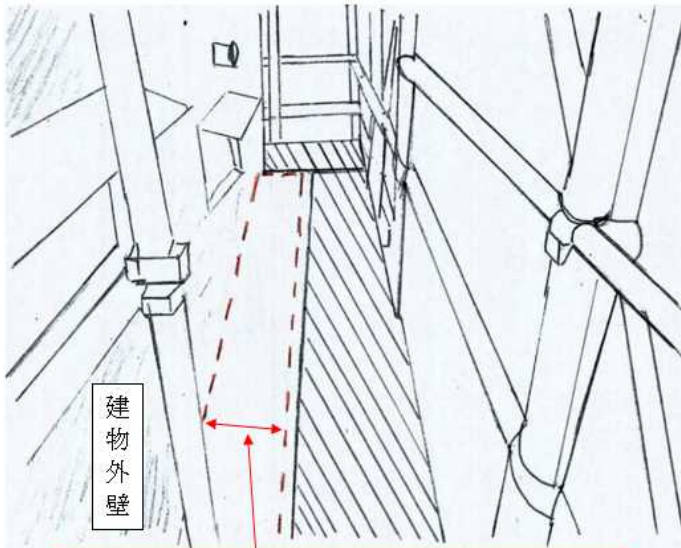


事例 1

建築工事現場で建築物の周囲に足場が設置されていたが、当該足場と建物の外壁との間に人の体が入るほどの隙間があり、労働者が墜落する危険があった。

【監督指導において把握した事実】



建物と足場板との間に最大 42 cm の隙間があるにもかかわらず、足場板等が設置されていなかった。

建築工事現場に臨検監督を実施した。

建物の周囲に設置された、地面からの高さが 2メートル以上ある足場の足場板と外壁との間に最大 42 cm の隙間が空いているにもかかわらず、足場板の設置等の墜落防止措置がなく、作業員が墜落する危険が認められた。

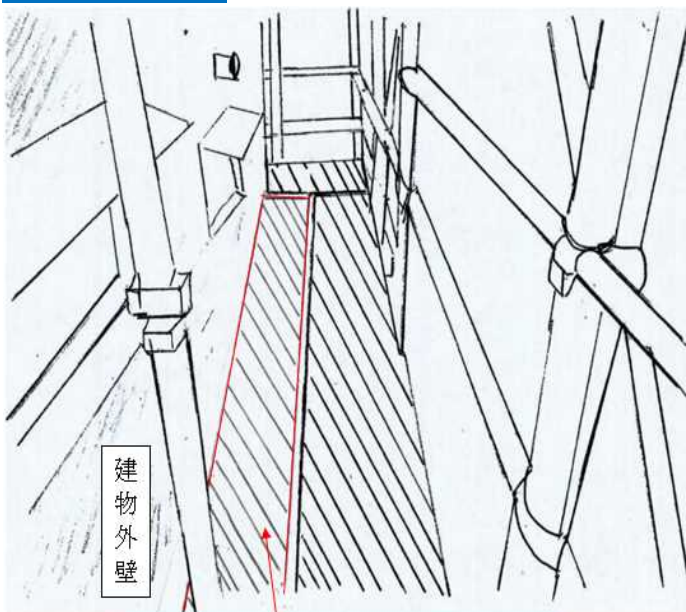
【監督署の対応】

労働者が墜落する危険が高かったため、元請事業主及び下請事業主に対し、当該足場上での作業の停止と墜落防止措置を講じるよう命じた。

(元請：労働安全衛生法第 31 条第 1 項、労働安全衛生規則第 655 条第 1 項違反)

(下請：労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 563 条第 1 項違反)

【是正の結果】



隙間となっていた箇所足場板が設置された。

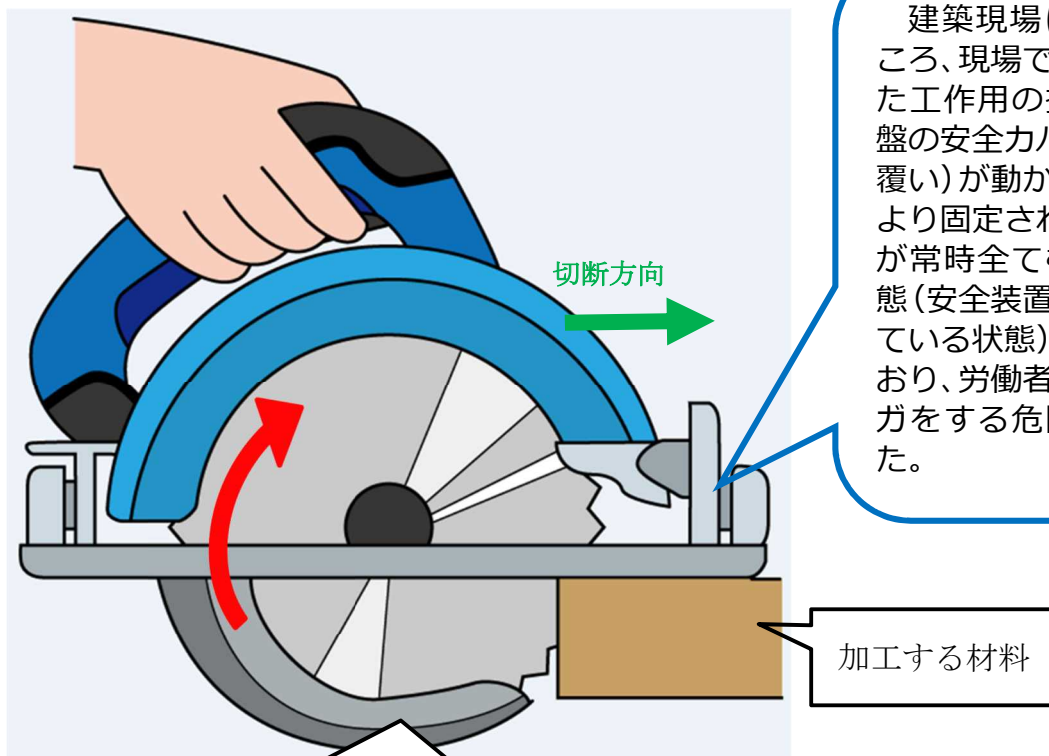
建物の外壁と足場板との間に新たに足場板が設置され、作業員の墜落の危険が改善された。

事例 2

安全装置に関するもの。現場で使用している携帯用丸のこ盤について、安全カバー（可動式の覆い）が紐で固定され、丸のこ盤の歯が常に全てむき出しの状態となっており、労働者が丸のこ盤の歯に接触する危険があった。

【監督指導において把握した事実】

携帯用丸のこ盤（下図）



建築現場に臨検したところ、現場で使用されていた工作用の携帯用丸のこ盤の安全カバー（可動式の覆い）が動かないよう紐により固定され、丸のこ盤の歯が常時全てむき出しの状態（安全装置が無効化されている状態）で使用されており、労働者が切創等のケガをする危険が認められた。

加工する材料

安全カバー（可動式の覆い）。

安全カバーが赤い矢印の向きに可動して持ち手の下部に格納され、材料等の切断に必要な分だけ丸ノコの歯が露出する。今回の事例では、安全カバーが格納された状態のまま固定されていたことで、携帯用丸のこ盤の歯の下半分が常時全てむき出しの状態となっていた。

【監督署の対応】

事業主に対して、携帯用丸のこ盤の安全カバーを有効な状態で使用するよう是正勧告を行った。（労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 28 条違反）

【是正の結果】

携帯用丸のこ盤の安全カバーを固定していた紐が外され、安全カバーが有効な状態となっている丸のこ盤が使用されるようになった。また、今後については安全カバーが有効な状態で使用されていることを確認する点検責任者が指名され、繰り返し違反を防止するための点検整備体制が構築された。